

起訴年月日 令和7年3月26日

被告人氏名 水原清晃

起訴状記載の公訴事実

被告人は、一般社団法人C o l a b o の名誉を毀損しようとして、令和4年9月9日頃、[REDACTED]被告人方において、インターネットに接続できるパーソナルコンピューターを使用し、不特定多数の者が閲覧可能なウェブサイト「note」に「C o l a b o は10代の女の子をタコ部屋に住まわせて生活保護を受給させ、毎月一人65000円ずつ徴収している」「これね、C o l a b o が公式にあげてる写真によると、タコ部屋みたいな部屋に3人で住んで、その3人の家計簿を見ると収入が14～16万とアルバイトなら高すぎる。しかも額が生活保護費と一致。家賃と光熱費で4万、他に謎の税保険費とかいう25000円が3人同額で支出に計上されている。生活保護はシェアハウスだめとかあるはずだから、それを不正に受給させながら、さらに不正にバイトも裏でお駄賃をもらってC o l a b o の手伝いをしてる。1000円単位だから時給1000円じゃない？で、月に65000円、ヤサ代を徴収してる以外の答えが思いつかない、っていうだけの話なんだよ」「C o l a b o は家出少女に弁護士を使って役所にカチこんで生活保護をつけ、シェアハウス（タコ部屋）やアパート（自物件）に住まわせて一人月65000円を徴収している。」などと前記C o l a b o が不正な活動を行っているかのような内容の文章を投稿し、これらを不特定多数の者に閲覧させ、もって公然と事実を摘示し、前記C o l a b o の名誉を毀損したものである。

起訴罪名及び罰条

名誉毀損 刑法230条1項